

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	令和4年度第2回西脇市都市計画審議会												
開催日時	令和4年8月31日（火） 午前10時00分～正午												
開催場所	西脇市役所2階 委員会室												
出席委員の氏名又は人数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">増岡 亮</td> <td style="width: 50%;">浅田 康子</td> </tr> <tr> <td>齋藤 太紀雄</td> <td>藤原 廣司</td> </tr> <tr> <td>藤原 秀樹</td> <td>今中 多津子</td> </tr> <tr> <td>杉本 佳隆</td> <td>藤井 香織</td> </tr> <tr> <td>高瀬 洋</td> <td>小坂 高司</td> </tr> <tr> <td>坂部 武美</td> <td>波戸岡 誠</td> </tr> </table>	増岡 亮	浅田 康子	齋藤 太紀雄	藤原 廣司	藤原 秀樹	今中 多津子	杉本 佳隆	藤井 香織	高瀬 洋	小坂 高司	坂部 武美	波戸岡 誠
増岡 亮	浅田 康子												
齋藤 太紀雄	藤原 廣司												
藤原 秀樹	今中 多津子												
杉本 佳隆	藤井 香織												
高瀬 洋	小坂 高司												
坂部 武美	波戸岡 誠												
欠席委員の氏名又は人数	宮崎 隆 1人												
出席職員の職・氏名又は人数	<p>副市長 藤原 良規（代理） （幹事） 建設水道部長 田中 浩敬 （事務局） 都市住宅課課長 吉田 尚史 都市住宅課主幹 植木 敬介 都市住宅課課長補佐 松原 正佳 都市住宅課主査 橋本 将 都市住宅課職員 藤原 真悠 （西脇多可行政事務組合） 事務局長 岸本 雅彦 資源循環課課長補佐 芝 和征 業務課課長補佐 高瀬 良尚 （西脇市） 環境課長 本間 健夫</p>												
公開・非公開の別	公開												
非公開の理由	—												
傍聴人の数	0人												
議題又は協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長選出 5 会長職務代理の指名 6 審議事項 												

	<p>議案第1号 東播都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（第2号 西脇多可ごみ処理施設）の変更（付議第1号）について</p> <p>7 報告事項 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用促進に関する条例について</p> <p>8 その他</p> <p>9 閉会</p>
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
副市長	2 市長あいさつ 片山市長は公務により欠席のため、藤原副市長によるあいさつ ○ 副市長退席
事務局	3 委員紹介
事務局	○ 会議成立報告 事務局より、委員数13名中、本日の出席委員数12名であり、出席者1／2以上となっていることから西脇市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により本日の会議が成立する旨を報告
事務局	4 会長選出 議事運営規則第3条第3項の規定に基づく指名推薦により、藤原廣司委員から推薦のあった齋藤太紀雄委員が会長に就任
議長	○ 議事録署名人選出 藤原秀樹委員、杉本佳隆委員の2名を本日の議事録署名人に指名
議長	○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認された

	ため、本日の会議は公開とする。
事務局	○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は0名であることを報告
議長	5 会長職務代理の指名 増岡亮委員を会長職務代理に指名
事務局	6 審議事項 議案第1号 東播都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（第2号 西脇多可ごみ処理施設）の変更（付議第1号）について
事務局	・ 事務局及び担当課より内容を説明
議長	・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	・ 当該ごみ処理施設において、継続的な電力供給が必要な設備への、不測の事態に備えた電力供給システムの詳細な説明を求める。
担当課	・ 現在のみどり園では、停電時に電力供給が途切れないように非常用バッテリーを備えている。 非常用バッテリーには、施設が安全に停止できる電力を、常時蓄えている。
委員	・ 非常用バッテリーの稼働時間はどの程度か。
担当課	・ 概ね1時間程度は稼働する。
委員	・ 都市計画決定後のスケジュール等について、詳細な説明を求める。
担当課	・ 都市計画決定の告示後、早急に敷地造成工事の入札公告を行いたいと考えている。 新ごみ処理施設本体の工事に当たっては、公募

	<p>型プロポーザル方式による事業者の決定を考えており、募集についても早急に公告を行いたいと考えている。</p> <p>敷地造成工事については、来年度末の完成、本体工事については来年度早々の工事契約を想定している。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働までに何年かかるのか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年半後（令和8年4月）の稼働を目指している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の都市計画審議会に諮らなくても敷地造成工事は行えるのか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の計画においては、現在のみどり園の稼働期間について、再延長はないと考えてよいか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのように進めている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい施設については、現在のみどり園と比較して、省力化は実現されているのか。 また、新しい施設についての詳細な設計は既に完成されているのか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募型プロポーザル方式においては、新しい施設に求める性能で発注するため、詳細な設計というものは発注段階においては無い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多可町において実施された住民説明会ではどのような質問が出たのか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多可町において実施された住民説明会においては、1件の質問があったが、内容については今回の新ごみ処理施設とは直接的に関係するものではなかった。

	<p>西脇市において実施された住民説明会での質問は多可町と比較して活発であった。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設という特殊な建築物となるが、入札、設計内容について、通常の施設と相違点はあるか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> 入札を行う事業者については、焼却施設のプラントメーカーが主な対象になると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 設計内容について、都市計画審議会等で説明の場は設けられるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会等で説明の場を設ける予定はない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 設計内容について、現在のみどり園と相違点はあるのか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> 変更点は特にはないが、事業者からの提案は求めるよう、発注仕様書を作成している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 現在のみどり園にあるリサイクルプラザの機能は今後どうなるのか。 現在の場所には残らないのか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> 現在のみどり園の持つ機能を全て新しい施設へ移動させる計画である。 大型ゴミについても新しい施設へ持ち込むことになる。 跡地利用については、今後地元との話し合いの中で決定していく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 敷地南の道路について、敷地と道路の高低差が大きいため、建物の安全性に影響を及ぼさないか。 また、先程の説明にあった非常用バッテリーの稼働時間について、1時間というのは少し短いと感じたがどうか。

担当課	<ul style="list-style-type: none"> 地盤調査の結果に基づき強固なものとなるよう対策をとるため、建築物への影響はないと考える。 非常用バッテリーについては、あくまでも焼却を安全に停止するために必要な電力を蓄えるものであり、1時間という時間については、現在のみどり園を参考とした数字である。 新しい施設に必要な非常用バッテリー等の性能は事業者の提案する設備の配置等の詳細な仕様によって決定されるため、現状では未定である。 また、長期間にわたり焼却施設の稼働ができない状態となった場合については、近隣市町と協力してごみを処理するための協定を結んでいる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備にはどのような役割があるのか。 非常用バッテリーを使用するのであれば発電機は不要ではないか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> 現在のみどり園においては、非常用バッテリーによって、ごみクレーンやごみ投入扉を動かし、ごみの受け入れを可能とするものである。 発電設備を設置するかについては現状では未定である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の提案によるとのことであるが、BCP等において西脇市で基準を用意しているのか。 もし、用意していないのであれば用意しておくべきではないか。
担当課	<ul style="list-style-type: none"> 基準を設けた上で、非常用バッテリーの性能や稼働時間について、事業者からの提案を求める。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 議案第1号 東播都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（第2号 西脇多可ごみ処理施設）の変更（付議第1号）について、採決を取る。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 全員の賛成によって原案どおり可決

議長	7 報告事項 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用促進に関する条例について
事務局	・ 事務局より内容の説明及び補足
議長	・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	・ 西脇市空き家等の適正管理に関する条例と空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用促進に関する条例について、何が違うのか。 関係性について説明を願う。
事務局	・ 昨年施行された西脇市空き家等の適正管理に関する条例は、空き家の適正管理について、空家等対策の推進に関する特別措置法では足りない部分を補う条例である。 今回の条例は、兵庫県が施行する、使える空き家の流通を促進するための条例である。
委員	・ これまでの市街化調整区域の空き家の活用において、小学校まで市街化調整区域で過ごしていないといけないといった制限があったかと思う。 今回の空家活用促進特別区域制度（以下「空家活用特区」という。）において、そのような制限はないのか。
事務局	・ 特別指定区域制度の地縁者住宅等にあった10年の制限等はない。 あわせて、都市計画法施行前からあった建物や、10年以上空き家となっている建物に関して、用途変更も可能となっており、流通促進が図られると考える。
委員	・ 市街化調整区域の全ての地域において、新たな居住者を許容しているわけではないと考える。 また、所有者等の意向もあると考える。

	<p>その点について、空家活用特区の指定との整合性はどのようになっているのか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 空家活用特区の指定においては、「空家等活用方針」を作成する必要がある。 各区域ごとに作成した空家等活用方針に沿った内容で規制緩和を行う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地元へ説明を行っていると聞いているが、実際に地元からはどのような反応が得られているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の増加に伴って景観上、防犯上の影響について憂慮されている。 また、人口の減少によって地域の活力が低下していると考えられている。 こういった問題を解決する手段として空き家の活用を含めて検討をしたいと聞いている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地元は前向きに検討をされようとしているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そのように考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 移住定住について、地域の実情など、課題はあると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 空家活用特区内においては、空き家の指定を受けていなくても規制緩和の対象となり、用途変更等はできるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区内で建築基準法第42条第2項による道路に指定した場合、道路規制緩和については、その道路に面した家屋全てについて規制緩和の対象になると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 危険な空き家が多くある中、まずはこの状態を解決するべきではないか。 寿市場についてはどうか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 危険な空き家については空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて対応を取っている。 また、地元とも協力しながら課題を解決していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の規制緩和として空家活用特区制度の条例が4月より施行された。県としても、是非この制度を活用して頂きたい。 この条例の肝は、情報の届出制度である。情報共有を行うことで、空き家が危険になる前に手を打つことが大切である。 空家活用特区制度以外にも、これまでに特別指定区域制度などがあるが、様々な視点から土地活用の手法として生かしていただきたい。 西脇市が県下の中でも先行して取り組んでいる。是非第1号になってほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 西脇市空き家等の適正管理に関する条例と空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用促進に関する条例の関係について、侵すことはないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そのようなことはない。
議長	<p>8 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし
建設水道部長	<p>9 閉会</p> <p>建設水道部長より閉会のあいさつ</p>

令和4年 月 日

西脇市都市計画審議会

会 長 _____ 印

委 員 _____ 印

委 員 _____ 印

問合せ先

西脇市役所 建設水道部 都市住宅課